

埼玉県留学生交流推進協議会運営委員会要項

(1) 設置

埼玉県留学生交流推進協議会要項第7第2項に基づき、埼玉県留学生交流推進協議会に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 委員

委員は、協議会の構成団体等が推薦する者について会長が指名する。

(3) 役員

①委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

②委員長は、委員会を招集し、その座長をつとめる。

③副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(4) 幹事

①委員会に幹事を置き、委員会の議を受けて会務を処理する。

②幹事は、当分の間、埼玉大学研究協力部国際交流支援室、埼玉県県民生活部国際課及び埼玉県国際交流協会の職員をもって充てる。

附 則

この要項は、平成2年1月29日から実施する。

この要項は、平成9年4月1日から実施する。

この要項は、平成18年7月1日から実施する。

この要項は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。